

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

株式の総数

| 種 類 | 会社が発行する株式の総数(株) |
|---------------|-----------------|
| 普 通 株 式 | 15,000,000,000 |
| 第 一 種 優 先 株 式 | 170,000,000 |
| 第 二 種 優 先 株 式 | 250,000,000 |
| 第 三 種 優 先 株 式 | 250,000,000 |
| 第 四 種 優 先 株 式 | 300,000,000 |
| 第 五 種 優 先 株 式 | 800,000,000 |
| 計 | 16,770,000,000 |

(注) 「優先株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款に定めております。

発行済株式

| 種 類 | 事業年度末現在 発行数(株) (平成14年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成14年6月28日) | 上場証券取引所名又は 登録証券業協会名 | 内 容 |
|---------------|-----------------------------------|---------------------------------|---|---------------|
| 普 通 株 式 | 5,709,424,395 | 同 左 | 東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) 名古屋証券取引所(市場第一部) 札幌証券取引所 ロンドン証券取引所 | 議決権あり (注)1 |
| 第1回第一種優先株式 | 67,000,000 | 同 左 | | (注)2 |
| 第2回第一種優先株式 | 100,000,000 | 同 左 | | (注)3 |
| 第 五 種 優 先 株 式 | 800,000,000 | 同 左 | | (注)4 |
| 計 | 6,676,424,395 | 同 左 | | |

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成14年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの転換社債の転換により発行された株式数及び旧商法第280条ノ19第1項に基づく新株引受権方式のストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 第1回第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先利益配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という)または第1回第一種優先株式の登録質権者(第1回第一種優先株主および第1回第一種優先株式の登録質権者を以下「第1回第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき年10円50銭(ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先利益配当金は、第1回第一種優先株式1株につき3銭)(以下「優先配当金額」という)の利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において本項(イ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第1回第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第1回第一種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先株主に対する中間配当

当行は、中間配当を行うときは、第1回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき5円25銭の中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき3,000円を支払う。

(b) 第1回第一種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)優先株式の消却

当行は、いつでも第1回第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)優先株主の議決権

第1回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(ヘ)優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第1回第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第1回第一種優先株主は、以下に定めるところにより第1回第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成14年5月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、1,400円とする。

②転換価額の修正

転換価額は、平成14年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が980円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記③により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は③に準じて調整される。

③転換価額の調整

③第1回第一種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}} \times \text{調整前転換価額}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株予約権を行使できる証券を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外の場合は証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- ㊦ 合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記㉑に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ㉒ 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記㉑() ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記㉑により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記㉑に準じて調整される。
- ㉓ 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ㉔ 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。
- ㉕ 転換により発行すべき普通株式数
第1回第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回第一種優先株主が転換請求のために提出した第1回第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
 発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ㉖ 転換により発行する株式の内容
当行普通株式
- ㉗ 転換請求受付場所
東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ㉘ 転換の効力発生
転換の効力は、転換請求書および第1回第一種優先株式の株券が上記㉗の転換請求受付場所に到着した日に発生する。
- 優先株式の一斉転換
- ㉙ 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1回第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第1回第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500円を下回るときは、第1回第一種優先株式1株の払込金相当額を500円で除して得られる数の普通株式となる。
- ㉚ 上記㉙の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第1回第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 第2回第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先利益配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第2回第一種優先株式を有する株主(以下「第2回第一種優先株主」という)または第2回第一種優先株式の登録質権者(第2回第一種優先株主および第2回第一種優先株式の登録質権者を以下「第2回第一種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき28円50銭(ただし、平成11年3月31日を基準日として支払う優先利益配当金は、第2回第一種優先株式1株につき8銭)(以下「優先配当金額」という)の利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において本項(口)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第2回第一種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第2回第一種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ)優先株主に対する中間配当

当行は、中間配当を行うときは、第2回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき14円25銭の中間配当金を支払う。

(ハ)残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第2回第一種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回第一種優先株式1株につき3,000円を支払う。

(b) 第2回第一種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ)優先株式の消却

当行は、いつでも第2回第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)優先株主の議決権

第2回第一種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(ヘ)優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第2回第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第2回第一種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第2回第一種優先株主は、以下に定めるところにより第2回第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該価額が980円(ただし、下記②により調整される)を下回る場合には、980円をもって当初転換価額とする。

㊦転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が980円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記㉠により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記㉠により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は㉠に準じて調整される。

㉠転換価額の調整

㊸第2回第一種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株予約権を行使できる証券を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

㊹合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記㊸に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

㊺転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記㊸()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記㊸により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記㊸に準じて調整される。

㊻転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

㊼転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

㊽転換により発行すべき普通株式数

第2回第一種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回第一種優先株主が転換請求のために提出した第2回第一種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

㊾転換により発行する株式の内容

当行普通株式

㊿転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

① 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第2回第一種優先株式の株券が上記①の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

優先株式の一斉転換

① 転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第2回第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第2回第一種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500円を下回るときは、第2回第一種優先株式1株の払込金相当額を500円で除して得られる数の普通株式となる。

② 上記①の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第2回第一種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4. 第五種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ) 優先利益配当金

(a) 当行は、利益配当を行うときは、第五種優先株式を有する株主(以下「第五種優先株主」という)または第五種優先株式の登録質権者(第五種優先株主および第五種優先株式の登録質権者を以下「第五種優先株主等」と総称する)に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録質権者(以下「普通株主等」と総称する)に先立ち、第五種優先株式1株につき年13円70銭(以下「優先配当金額」という)の利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において本項(イ)に定める中間配当金を支払ったときは、優先配当金額から当該中間配当金の額を控除した額を支払う。

(b) ある営業年度において、第五種優先株主等に対して支払う利益配当金の額が優先配当金額に満たないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

(c) 第五種優先株主等に対しては、優先配当金額を超えて配当は行わない。

(ロ) 優先株主に対する中間配当

当行は、中間配当を行うときは、第五種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第五種優先株式1株につき6円85銭の中間配当金を支払う。

(ハ) 残余財産の分配

(a) 当行は、残余財産を分配するときは、第五種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第五種優先株式1株につき1,000円を支払う。

(b) 第五種優先株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(ニ) 優先株式の消却

当行は、いつでも第五種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ) 優先株主の議決権

第五種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(ヘ) 優先株式の併合または分割、優先株主の新株引受権等

(a) 当行は、法令に定める場合を除き、第五種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(b) 当行は、第五種優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト) 普通株式への転換

第五種優先株主は、以下に定めるところにより第五種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成14年10月1日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成14年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「当初転換価額時価算定期間」という)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。

当初転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該価額が258円33銭(以下「下限転換価額」という。ただし、下記④により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって当初転換価額とする。なお、当初転換価額時価算定期間の終了する日の翌日以降当初転換価額の適用開始日の前日までの間に下記④により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、当初転換価額および下限転換価額は④に準じて調整される。

②転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。

修正後転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が修正日前日において有効な下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

③転換価額の調整

②第五種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新発行の普通株式数}}$$

調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 株式分割により普通株式を発行する場合
株式の分割のための株主割当日の翌日を調整後転換価額の適用開始日とする。
ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。
- () 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券または新株予約権を行使できる証券を発行する場合
株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは証券の発行日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される証券の転換価額または新株予約権の行使価額がその発行日または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。

①ただし、上記②に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、上記②により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。

③合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

④転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

⑤転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。

① 転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1カ月前の日における当行の発行済普通株式数とする。

② 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、上記④()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記⑤()の場合には0円、上記⑥()の場合には当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。

③ 下限転換価額の調整

上記③により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記④⑤により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記④⑥に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

④ 転換により発行すべき普通株式数

第五種優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = $\frac{\text{第五種優先株主が転換請求のために提出した第五種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑤ 転換により発行する株式の内容

当行普通株式

⑥ 転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内1丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑦ 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第五種優先株式の株券が上記⑥の転換請求受付場所に到着した日に発生する。

優先株式の一斉転換

平成21年9月30日までに転換請求がなかった第五種優先株式は、平成21年10月1日(以下「一斉転換日」という)をもって、第五種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258円33銭を下回るときは、第五種優先株式1株の払込金相当額を258円33銭で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第五種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(2) 新株予約権等の状況

新株予約権

当行は、旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成10年6月26日開催の定時株主総会における特別決議

| | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) |
|-------------------------------------|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 296,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,432円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成12年6月27日から 平成20年6月26日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,432円 資本組入額 716円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。 | 同左 |

平成11年6月29日開催の定時株主総会における特別決議

| | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) |
|-------------------------------------|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 393,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,628円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成13年6月30日から 平成21年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,628円 資本組入額 814円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用人の地位を失った後も5年に限り権利を行使することができる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株予約権を行使することができる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入れすることはできない。 | 同左 |

平成11年6月29日開催の株式会社さくら銀行の定時株主総会における特別決議

| | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 167,400株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,124円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成13年6月30日から 平成21年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,124円 資本組入額 562円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を第三者に譲渡、 質入その他の処分をすることが できない。 | 同左 |

- (注) 1. 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単元の株式数の整数倍でない場合は、1単元の株式数の整数倍に切り上げた数とする。
 平成13年6月30日から平成14年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。
 平成14年6月30日から平成15年6月29日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
 平成15年6月30日から平成16年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
 平成16年6月30日から平成21年6月29日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
2. 権利を付与された者は、当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。
3. この他、権利行使の条件は、当行と付与対象者との間で締結する権利付与契約による。

平成12年6月29日開催の定時株主総会における特別決議

| | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 353,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,361円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,361円 資本組入額 681円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用 人の地位を失った後も5年に 限り権利を行使することが できる。 被付与者が死亡した場合には 相続人が新株予約権を行使 することができる。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に 定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入 れすることはできない。 | 同左 |

平成12年6月29日開催の株式会社さくら銀行の定時株主総会における特別決議

| | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 174,600株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,287円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,287円 資本組入額 644円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を第三者に譲渡、 質入その他の処分をすることが できない。 | 同左 |

- (注) 1. 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することが可能となる。なお、行使可能な株式数が1単元の株式数の整数倍でない場合は、1単元の株式数の整数倍に切り上げた数とする。
 平成14年6月30日から平成15年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の1について権利を行使することができる。
 平成15年6月30日から平成16年6月29日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。
 平成16年6月30日から平成17年6月29日までは、権利を付与された株式数の4分の3について権利を行使することができる。
 平成17年6月30日から平成22年6月29日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
2. 権利を付与された者は、当行の取締役または使用人たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。
3. この他、権利行使の条件は、当行と付与対象者との間で締結する権利付与契約による。

平成13年6月28日開催の定時株主総会における特別決議

| | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) |
|---|---|---------------------------|
| 新株予約権の数 | | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 1,149,000株 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1,035円 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 1,035円 資本組入額 518円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | 被付与者が取締役または使用 人の地位を失った後も5年に 限り権利を行使することが できる。 被付与者が死亡した場合には 相続人が新株予約権を行使 することができる。 その他の条件は当行と被付与 者との間で締結する契約に 定める。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡または質入 れすることはできない。 | 同左 |

旧転換社債

当行は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

| 銘柄 (発行年月日) | 事業年度末現在 (平成14年3月31日) | | | 提出日の前月末現在 (平成14年5月31日) | | |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------|----------------------------|---------------------------------|-------|
| | 残高 | 転換価格 | 資本組入額 | 残高 | 転換価格 | 資本組入額 |
| 2004年満期 米ドル建転換社債 (平成元年1月30日) | 8,660千米ドル (1,106,776千円) | 3,606.90円 (1米ドル= 127.75円) | (注) | 8,660千米ドル (1,106,776千円) | 3,606.90円 (1米ドル= 127.75円) | (注) |

(注) 転換により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額は、当該発行価額に0.5を乗じ、その結果1円未満の端数を生じるときは、その端数を切り上げた額とします。

(3) 発行済株式総数、資本金等の推移

| 年月日 | 発行済株式総数 | | 資本金 | | 資本準備金 | | 摘要 |
|--------------------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| | 増減数 | 残高 | 増減額 | 残高 | 増減額 | 残高 | |
| 平成11年3月31日 | 千株 167,000 | 千株 3,308,062 | 千円 250,500,000 | 千円 752,848,632 | 千円 250,500,000 | 千円 643,080,195 | 有償第三者割当 第1回第一種優先株式 67,000千株 発行価格 3,000円 資本組入額 1,500円 第2回第一種優先株式 100,000千株 発行価格 3,000円 資本組入額 1,500円 |
| 平成13年4月2日 | 3,273,423 | 6,581,485 | 523,851,903 | 1,276,700,535 | 991,326,846 | 1,634,407,041 | 株式会社さくら銀行との合併 (合併比率 1:0.6) |
| 平成14年3月9日 | | 6,581,485 | | 1,276,700,535 | 357,614,600 | 1,276,792,441 | 商法第289条第2項及び銀行法第18 条第2項の規定に基づく資本準備金 の取り崩し |
| 平成14年3月15日 | | 6,581,485 | | 1,276,700,535 | 11,999 | 1,276,804,441 | エスエムビーシー資産管理サービス 株式会社(当行の100%出資子会社) との合併 |
| 平成13年4月1日~ 平成14年3月31日 | 91,324 | 6,672,810 | 50,045,649 | 1,326,746,185 | 49,954,350 | 1,326,758,792 | 転換社債の普通株式への転換 |
| 平成13年4月1日~ 平成14年3月31日 | 3,614 | 6,676,424 | | 1,326,746,185 | | 1,326,758,792 | 優先株式の普通株式への転換 |

(4) 所有者別状況

普通株式

(平成14年3月31日現在)

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数1,000株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 |
|-------|----------------------|-----------|--------|-----------|------------------|---------|-----------|-----------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の人 | 外国法人等(うち個人) | 個人その他 | 計 | |
| 株主数 | 人 7 | 449 | 122 | 8,508 | 761 (57) | 137,618 | 147,465 | |
| 所有株式数 | 単元 4,897 | 2,199,770 | 95,306 | 2,176,809 | 642,653 (278) | 554,360 | 5,673,795 | 株 35,629,395 |
| 割合 | % 0.09 | 38.77 | 1.68 | 38.36 | 11.33 (0.00) | 9.77 | 100.00 | |

- (注) 1. 自己株式449,559株は「個人その他」に449単元、「単元未満株式の状況」に559株含まれております。
 なお、自己株式449,559株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は434,559株であります。
2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、200単元含まれております。

第1回第一種優先株式

(平成14年3月31日現在)

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数1,000株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 |
|-------|----------------------|--------|------|-------|-------------|-------|--------|-----------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の人 | 外国法人等(うち個人) | 個人その他 | 計 | |
| 株主数 | 人 1 | 1 | | | () | | 1 | |
| 所有株式数 | 単元 67,000 | 67,000 | | | () | | 67,000 | 株 |
| 割合 | % 100.00 | 100.00 | | | () | | 100.00 | |

第2回第一種優先株式

(平成14年3月31日現在)

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数1,000株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 |
|-------|----------------------|---------|------|-------|-------------|-------|---------|-----------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の人 | 外国法人等(うち個人) | 個人その他 | 計 | |
| 株主数 | 人 1 | 1 | | | () | | 1 | |
| 所有株式数 | 単元 100,000 | 100,000 | | | () | | 100,000 | 株 |
| 割合 | % 100.00 | 100.00 | | | () | | 100.00 | |

第五種優先株式

(平成14年3月31日現在)

| 区 分 | 株 式 の 状 況 (1単元の株式数1,000株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 |
|-------|---------------------------|------|------|-------|-------------|-------|---------|-----------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 証券会社 | その他の人 | 外国法人等(うち個人) | 個人その他 | 計 | |
| 株主数 | 1 | | | | () | | 1 | |
| 所有株式数 | 800,000 | | | | () | | 800,000 | 株 |
| 割合 | 100.00 | | | | () | | 100.00 | |

(5) 大株主の状況

普通株式

(平成14年3月31日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|---|---|---------------|---------------------|
| 住友生命保険相互会社 | 東京都中央区築地7丁目18番24号 | 228,378 千株 | 4.00 % |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 210,918 | 3.69 |
| 日本生命保険相互会社 | 大阪市中央区今橋3丁目5番12号 | 204,364 | 3.57 |
| 三菱信託銀行株式会社(信託口) | 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 | 184,993 | 3.24 |
| 太陽生命保険相互会社 | 東京都中央区日本橋2丁目11番2号 | 122,109 | 2.13 |
| UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口) | 東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 | 107,002 | 1.87 |
| 松下電器産業株式会社 | 大阪府門真市大字門真1006番地 | 103,570 | 1.81 |
| 三井生命保険相互会社 | 東京都千代田区大手町1丁目2番3号 | 76,651 | 1.34 |
| ザ チェース マンハッタンバンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社富士銀行兜町カस्टディ業務室) | ウールゲートハウス コールマン ストリート ロンドン EC2P 2HD, 英国 (東京都中央区日本橋兜町6番7号) | 67,979 | 1.19 |
| 三洋電機株式会社 | 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 | 64,113 | 1.12 |
| 計 | | 1,370,079 | 23.99 |

第1回第一種優先株式

(平成14年3月31日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|------------|------------------|--------------|-------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 千株 67,000 | % 100.00 |
| 計 | | 67,000 | 100.00 |

第2回第一種優先株式

(平成14年3月31日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 千株 100,000 | % 100.00 |
| 計 | | 100,000 | 100.00 |

第五種優先株式

(平成14年3月31日現在)

| 氏名又は名称 | 住 所 | 所有株式数 | 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 |
|------------|------------------|---------------|-------------------------|
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 千株 800,000 | % 100.00 |
| 計 | | 800,000 | 100.00 |

(6) 議 決 権 の 状 況
 発 行 済 株 式

(平成14年3月31日現在)

| 区 分 | 株 式 数(株) | 議決権の数(個) | 内 容 |
|----------------|---|-----------|-------------------|
| 無議決権株式 | 優先株式 967,000,000 | | (1)株式の総数等 発行済株式参照 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 434,000 (相互保有株式) 普通株式 13,620,000 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式5,659,741,000 | 5,659,741 | |
| 単元未満株式 | 普通株式 35,629,395 | | 1単元(1,000株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 6,676,424,395 | | |
| 総株主の議決権 | | 5,659,741 | |

- (注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、200,000株(議決権200個)含まれております。
 2. 上記の「単元未満株式」欄には、当行所有の自己株式559株及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

| 相互保有株式の所有者の氏名又は名称 | 所有株式数(株) |
|---------------------------------|----------|
| 株 式 会 社 み な と 銀 行 | 97 |
| 三 井 住 友 銀 リ ー ス 株 式 会 社 | 384 |
| 三 井 住 友 カ ー ド 株 式 会 社 | 270 |
| 株 式 会 社 関 西 銀 行 | 179 |
| エ ス エ ム ビ ー シ ー 抵 当 証 券 株 式 会 社 | 414 |
| さ く ら フ レ ン ド 証 券 株 式 会 社 | 600 |

自 己 株 式 等

(平成14年3月31日現在)

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%) |
|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区有楽町 1丁目1番2号 | 434,000 | | 434,000 | 0.00 |
| 株式会社みなと銀行 | 神戸市中央区三宮町 2丁目1番1号 | 5,260,000 | | 5,260,000 | 0.09 |
| 大和証券エスエムビーシー 株 式 会 社 | 東京都中央区八重洲 1丁目3番5号 | 3,159,000 | | 3,159,000 | 0.05 |
| 三井住友銀リース株式会社 | 東京都港区西新橋 3丁目9番4号 | 2,276,000 | | 2,276,000 | 0.03 |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪市中央区今橋 4丁目5番15号 | 1,314,000 | | 1,314,000 | 0.02 |
| 株 式 会 社 関 西 銀 行 | 大阪市中央区心斎橋筋 2丁目7番21号 | 1,114,000 | | 1,114,000 | 0.01 |
| エスエムビーシー抵当証券 株 式 会 社 | 東京都中央区日本橋本町 3丁目4番10号 | 292,000 | | 292,000 | 0.00 |
| さくらフレンド証券株式会社 | 東京都中央区日本橋兜町 7番12号 | 205,000 | | 205,000 | 0.00 |
| 計 | | 14,054,000 | | 14,054,000 | 0.24 |

- (注) 1. なお、自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が15,000株(議決権15個)あります。なお、当該株式は、上記発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。
 2. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

(7)ストックオプション制度の内容

当行は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づき、当行の役職員に対して新株予約権を割当てることについて平成14年6月27日開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

| | |
|------------------|---|
| 決議年月日 | 平成14年6月27日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当行の役職員 人数は取締役会において決定される。 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 株式の数 | 1,850,000株を上限とする。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 当初払込金額は、新株予約権の割当を受ける役職員（以下「被割当者」という）と当行間の新株予約権割当契約（以下「割当契約」という）に基づいて新株予約権が発行される日の翌日に先立つ45取引日前から始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）及び新株予約権発行日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値のどちらか低くない方に1.05を乗じた金額とする。ただし、1円未満の端数は切り上げる（注）。 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成16年6月28日から平成24年6月27日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | 被割当者が権利行使時において役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。 |

(注) 払込金額は、新株予約権発行後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

また、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、取締役及び使用人に対して付与することについて平成10年6月26日、平成11年6月29日、平成12年6月29日及び平成13年6月28日開催の定時株主総会において決議されたもの及び合併により株式会社さくら銀行から承継したものの内容は次のとおりであります。

| 決議年月日 | 平成10年6月26日 | 平成11年6月29日 | 平成11年6月29日（注） |
|------------------|---|---|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 平成10年6月26日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役（社外取締役を除く）（37名） 平成10年6月26日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で参与の資格を有する者（18名） | 平成11年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役（社外取締役を除く）（15名） 平成11年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で執行役員、参与・参事三級の資格を有する者（95名） | 平成11年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役（13名） 平成11年6月29日開催の定時株主総会終結後に取締役を辞任し、同株主総会終結後の取締役会にて執行役員に選任された者（24名） 使用人で平成11年6月29日開催の定時株主総会終結後の取締役会にて執行役員に選任された者（2名） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 | 同上 |

| 決議年月日 | 平成12年6月29日 | 平成12年6月29日（注） | 平成13年6月28日 |
|------------------|---|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 平成12年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役（社外取締役を除く）（15名） 平成12年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で執行役員、参与・参事三級の資格を有する者（86名） | 平成12年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役（社外取締役を除く）（13名） 平成12年6月29日開催の定時株主総会終結の時に在任する執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）（26名） | 平成13年6月28日開催の定時株主総会終結の時に在任する取締役（社外取締役を除く）（24名） 平成13年6月28日開催の定時株主総会終結の時に在任する使用人で執行役員及びその他経営幹部層（408名） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 | 同上 | 同上 |

（注） 合併により株式会社さくら銀行から承継したストックオプション制度であります。

なお、払込金額は、新株予約権発行後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により調整されます。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整されます。

2. 自己株式の取得等の状況

[定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況]

(1) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

該当ありません。

(2) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

該当ありません。

3. 配 当 政 策

当行は、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から、資本の充実に留意しつつ、グローバルスタンダードに基づく株主重視の考え方に則った利益配分を行う方針であります。

当期の期末配当については、大幅な損失計上となりましたため、内部留保の水準を勘案し、社外流出を抑制して自己資本の充実を図る必要があることから、普通株式は1株当たり4円(年間4円、前年比2円減額)といたしました。

なお、優先株式は、所定の配当(1株当たり、第1回第一種優先株式は10円50銭、第2回第一種優先株式は28円50銭、第五種優先株式は13円70銭)といたしました。

4. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

| | | | | | | | |
|----------------------------|------|---------------|---------|---------|--------------|---------|-----|
| 最近5年間の 事業年度別 最高・最低株価 | 回 次 | 第 154 期 | 第 155 期 | 第 156 期 | 第 157 期 | 第 1 期 | |
| | 決算年月 | 平成10年3月 | 平成11年3月 | 平成12年3月 | 平成13年3月 | 平成14年3月 | |
| | 最 高 | 円 1,950 | 1,710 | 1,902 | 1,640 | 1,240 | |
| | 最 低 | 円 1,100 | 860 | 1,271 | 867 | 406 | |
| 最近6箇月間の 月別最高・最低株価 | 月 別 | 平成13年 10 月 | 11 月 | 12 月 | 平成14年 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| | 最 高 | 円 916 | 775 | 674 | 587 | 509 | 640 |
| | 最 低 | 円 699 | 618 | 479 | 466 | 406 | 490 |
| | | | | | | | |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 第1回第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(3) 第2回第一種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

(4) 第五種優先株式

当株式は証券取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

5. 役員 の 状 況

(平成14年6月28日現在)

| 役名及び職名 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴 | 所有株式数 千株 |
|----------------------------------|--------------------------|--|-------------|
| 取締役会長 (代表取締役) | 岡 田 明 重 (昭和13年4月9日生) | 昭和38年3月 東京大学法学部卒 昭和38年4月 三井銀行入行 平成3年6月 太陽神戸三井銀行取締役 平成7年6月 さくら銀行常務取締役 平成8年6月 専務取締役 平成9年6月 取締役頭取 平成11年6月 取締役頭取(執行役員を兼務) 平成13年4月 三井住友銀行取締役会長(現職) | 19 |
| 頭 取 (代表取締役) 兼 最高執行役員 | 西 川 善 文 (昭和13年8月3日生) | 昭和36年3月 大阪大学法学部卒 昭和36年4月 住友銀行入行 昭和61年6月 取締役 平成元年6月 常務取締役 平成3年11月 専務取締役 平成8年5月 副頭取 平成9年6月 頭取 平成11年6月 頭取兼最高執行役員 平成13年4月 三井住友銀行頭取兼最高執行役員(現職) | 30 |
| 副 頭 取 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員 | 栗 山 道 義 (昭和18年12月9日生) | 昭和42年3月 東京大学法学部卒 昭和42年4月 住友銀行入行 平成4年6月 取締役 平成9年6月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成12年6月 専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年6月 副頭取兼副頭取執行役員(現職) | 24 |
| 副 頭 取 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員 | 永 田 武 全 (昭和19年5月23日生) | 昭和42年3月 東京大学経済学部卒 昭和42年4月 住友銀行入行 平成4年6月 取締役 平成9年6月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成12年6月 専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年6月 副頭取兼副頭取執行役員(現職) | 24 |
| 副 頭 取 (代表取締役) 兼 副頭取執行役員 | 平 松 秀 則 (昭和18年8月18日生) | 昭和42年3月 神戸大学経営学部卒 昭和42年4月 神戸銀行入行 平成7年6月 さくら銀行取締役 平成10年4月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成12年4月 専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員 平成14年6月 副頭取兼副頭取執行役員(現職) | 7 |
| 専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員 | 井 上 正 (昭和21年1月2日生) | 昭和43年3月 京都大学経済学部卒 昭和43年4月 住友銀行入行 平成7年6月 取締役 平成10年11月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年1月 専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員(現職) | 16 |

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | 所有株式数 千株 |
|---------------------------------|---------------------------|---|-------------|
| 専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員 | 奥 正 之 (昭和19年12月2日生) | 昭和43年3月 京都大学法学部卒 昭和43年4月 住友銀行入行 平成6年6月 取締役 平成10年11月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年1月 専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員(現職) | 12 |
| 専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員 | 門 脇 英 晴 (昭和19年6月20日生) | 昭和43年3月 東京大学法学部卒 昭和43年4月 三井銀行入行 平成8年6月 さくら銀行取締役 平成10年4月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成12年4月 専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員(現職) | 8 |
| 専務取締役 (代表取締役) 兼 専務執行役員 | 塚 本 武 正 (昭和20年5月15日生) | 昭和43年3月 早稲田大学商学部卒 昭和43年4月 三井銀行入行 平成8年6月 さくら銀行取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 常務執行役員 平成12年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行専務取締役兼専務執行役員(現職) | 6 |
| 常務取締役 兼 常務執行役員 | 北 山 禎 介 (昭和21年10月26日生) | 昭和44年3月 東京大学教養学部卒 昭和44年4月 三井銀行入行 平成9年6月 さくら銀行取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 執行役員 平成12年4月 常務執行役員 平成12年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職) | 5 |
| 常務取締役 兼 常務執行役員 | 高 橋 繁 正 (昭和22年3月8日生) | 昭和44年3月 横浜国立大学経済学部卒 昭和44年4月 神戸銀行入行 平成9年6月 さくら銀行取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 執行役員 平成12年4月 常務執行役員 平成12年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職) | 7 |
| 常務取締役 兼 常務執行役員 | 野 田 賢 治 郎 (昭和21年4月4日生) | 昭和44年6月 東京大学法学部卒 昭和44年7月 住友銀行入行 平成8年6月 取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 執行役員 平成12年5月 常務執行役員 平成12年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 本店第一営業本部長 平成14年6月 常務取締役兼常務執行役員(現職) | 13 |

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 略 歴 | 所有株式数 千株 |
|----------------------|----------------------------|--|-------------|
| 常務取締役 兼 常務執行役員 | 松 本 睦 彦 (昭和20年6月7日生) | 昭和44年6月 東京大学経済学部卒 昭和44年7月 住友銀行入行 平成8年6月 取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 執行役員 平成12年5月 常務執行役員 平成12年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職) | 12 |
| 常務取締役 兼 常務執行役員 | 水 島 藤 一 郎 (昭和22年2月23日生) | 昭和44年3月 一橋大学法学部卒 昭和44年4月 三井銀行入行 平成9年6月 さくら銀行取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 執行役員 平成12年4月 常務執行役員 平成12年6月 常務取締役兼常務執行役員 平成13年4月 三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員(現職) | 17 |
| 取 締 役 | 山 内 悦 嗣 (昭和12年6月30日生) | 昭和37年3月 一橋大学商学部卒 昭和37年12月 アーサーアンダーセン入社 昭和61年9月 同社日本代表 英和監査法人 統括代表 平成3年10月 井上斎藤英和監査法人 理事長 平成5年10月 朝日監査法人 専務理事 アーサーアンダーセン 日本副代表 平成11年5月 朝日監査法人 専務理事退任 平成11年6月 同社退職 アーサーアンダーセン退職 平成11年6月 住友銀行取締役 平成13年4月 三井住友銀行取締役(現職) | |
| 取 締 役 | 山 川 洋 一 郎 (昭和16年7月21日生) | 昭和39年3月 東京大学法学部卒 昭和41年4月 弁護士登録(現職) 昭和54年4月 古賀・吉川・山川・中川法律事務所パ ートナー(現職) 〔昭和59年4月 上記事務所の名称を「古賀総合法律事 務所」と改称〕 平成3年9月 ミシガン大学ロースクール客員教授 平成4年10月 同大学ロースクール客員教授退任 平成13年6月 三井住友銀行取締役(現職) | |
| 常 任 監 査 役 | 紀 伊 博 (昭和22年2月24日生) | 昭和44年3月 神戸大学経済学部卒 昭和44年4月 神戸銀行入行 平成9年6月 さくら銀行姫路支店長 平成10年4月 神戸営業部長 平成10年6月 取締役 平成11年6月 取締役辞任 平成11年6月 執行役員 平成12年6月 常勤監査役 平成13年4月 三井住友銀行常任監査役(現職) | 8 |

| 役名及び職名 | 氏名 (生年月日) | 略 歴 | 所有株式数 千株 |
|--------|------------------------|--|-------------|
| 常任監査役 | 平野豊三郎 (昭和23年4月25日生) | 昭和46年3月 東北大学法学部卒 昭和46年4月 住友銀行入行 平成8年7月 神田支店長 平成11年4月 神戸法人営業本部長兼神戸法人部長 平成12年5月 本店支配人 平成12年6月 常任監査役 平成13年4月 三井住友銀行常任監査役(現職) | 10 |
| 常任監査役 | 渡辺知行 (昭和22年4月7日生) | 昭和46年3月 慶應義塾大学経済学部卒 昭和46年4月 三井銀行入行 平成9年6月 さくら銀行大阪支店営業第三部長 平成10年4月 東京営業部東京営業第六部長 平成11年10月 国際企業ディビジョンカンパニー企画部長 平成12年4月 人事部詰 平成12年6月 常勤監査役 平成13年4月 三井住友銀行常任監査役(現職) | 14 |
| 常任監査役 | 中村金郎 (昭和24年6月24日生) | 昭和47年3月 東京大学法学部卒 昭和47年4月 住友銀行入行 平成9年1月 青山支店長 平成11年4月 人形町法人部長 平成13年4月 三井住友銀行人形町法人営業部長 平成14年6月 本店上席推進役 平成14年6月 常任監査役(現職) | 6 |
| 監査役 | 那須翔 (大正13年9月19日生) | 昭和23年3月 東京大学法学部卒 昭和23年4月 関東配電株式会社入社 昭和26年5月 東京電力株式会社引継入社 昭和59年6月 同社取締役社長 平成5年6月 同社取締役会長 平成11年6月 同社相談役(現職) 平成14年6月 三井住友銀行監査役(現職) | |
| 監査役 | 大西勝也 (昭和3年9月10日生) | 昭和26年3月 東京大学法学部卒 昭和28年4月 京都地方裁判所判事補任官 昭和63年2月 最高裁判所事務総長 平成元年11月 東京高等裁判所長官 平成3年5月 最高裁判所判事 平成10年9月 退官 平成10年11月 弁護士登録(現職) 平成12年6月 住友銀行監査役 平成13年4月 三井住友銀行監査役(現職) | |
| 監査役 | 伊藤助成 (昭和4年5月25日生) | 昭和28年3月 一橋大学経済学部卒 昭和28年3月 日本生命保険相互会社入社 平成元年7月 同社社長 平成9年4月 同社取締役会長(現職) 平成11年6月 住友銀行監査役 平成13年4月 三井住友銀行監査役(現職) | |
| 計 | | | 242 |

(注) 監査役那須翔、大西勝也及び伊藤助成は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

なお、当行は平成11年6月29日より執行役員制度を導入しております。平成14年6月28日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)の構成は以下のとおりであります。

常務執行役員 13名
執行役員 40名